
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第64号》 2021年12月1日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

■ -- 目 次 -- ■ -----

- 【1】岸和田市中小企業等月次支援応援金を支給します（市）
- 【2】事業者向け新型コロナウイルス関連制度の紹介（国・府）
- 【3】新型コロナウイルス関連融資について（府・市）
- 【4】岸和田市公民戦略連携デスクを設置しました！（市）
- 【5】ITツールの活用で生産性向上！
働く現場のモチベーションアップセミナー（岸和田商工会議所）
- 【6】知的財産に関するセミナー（岸和田商工会議所）
- 【7】サービス・小売・卸売業向けDXセミナー（岸和田商工会議所）
- 【8】事業承継対策セミナー（岸和田商工会議所）
- 【9】異業種交流イベント「泉州しゃべり場」（市後援）

■ -- 各 情 報 -- ■ -----

【1】 -----

岸和田市中小企業等月次支援応援金を支給します（市）

◆岸和田市中小企業等月次支援応援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、特に深刻な影響を受けながらも、国の給付する月次支援金を活用して事業継続に取り組む市内の中小企

業者等に幅広く活用いただくため、岸和田市中小企業等月次支援応援金を支給します。

【支給要件（下記4点全てを満たす必要があります）】

- ・岸和田市月次支援応援金の申請日において、岸和田市内に本店をもつ中小法人又は岸和田市内に主たる事業所等をもつ個人事業者等で、今後も岸和田市内で事業を継続する意思があること。
- ・2021年4月分から8月分の国の月次支援金をいずれか受給していること
- ・市税を滞納していないこと（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の許可を受けている場合を除く。）
- ・岸和田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと

【給付額】

月額最大4万円×最大5ヵ月（2021年4月分～2021年8月分）＝最大20万円

月額の計算方法：4万円×月次支援金給付割合

※月次支援金給付割合（法人の場合）・・・実際に該当月分として支給された国の月次支援金の金額÷20万円

※月次支援金給付割合（個人事業者等の場合）・・・実際に該当月分として支給された国の月次支援金の金額÷10万円

※2021年4月分から8月分まで各月ごとに1,000円未満を切り捨てして金額計算を行い、各月の月額を合計した金額が支給額となります。

【申請受付期間】

令和3年10月5日から令和4年1月31日まで（当日消印有効）

【詳細】以下のホームページをご確認ください。（変更される場合があります）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/getsuzishien-ouenkin.html>

【問い合わせ先】

岸和田市役所産業政策課 岸和田市月次支援応援金担当（9時00分～17時30分
（土、日、祝等閉庁日を除く））

Tel：072-423-9586 Fax：072-423-6925

【2】 -----

事業者向け新型コロナウイルス関連制度の紹介（国・府）

◆第9期大阪府営業時間短縮協力金

令和3年10月1日から10月24日までの24日間、営業時間短縮等の要請にご協力いただいた大阪府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、「第9期飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」を支給します。

【申請受付期間】

令和3年11月1日（月曜日）から12月13日（月曜日）まで

【要請期間】

令和3年10月1日から10月24日まで <24日間>

【詳細】以下のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-9ki/index.html>

◆中小法人・個人事業者のための月次支援金（経済産業省）

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。

【支給要件（下記2点両方を満たす必要があります）】

- ・対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ・2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少（※2019年以降に開業した事業者は下記問い合わせ先へ個別ご確認ください）

【給付額】

- ・2019年又は2020年の基準月（2019年又は2020年における対象月と同じ月）の売上から2021年の対象月（対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受け

て、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月)の売上を差引いた金額(中小法人等:上限20万円/月、個人事業者等:上限10万円/月)

【申請受付期間】

10月分:2021年11月1日~2022年1月7日

【詳細】以下のホームページをご確認ください。(変更される場合があります)

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

【問い合わせ先】

月次支援金事務局 相談窓口(8時30分~19時00分(土日、祝日含む全日対応))

TEL:0120-211-240

IP電話等からのお問合せ先:03-6629-0479(通話料がかかります)

◆ 大阪府中小法人・個人事業者等に対する一時支援金(大阪府)

大阪府では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者等に対し、幅広く事業継続等を支援するため「一時支援金」を支給します。この度、本制度の「受付期間」等を決定しましたので、お知らせします。

【受付期間】

・令和3年11月5日(金)から12月24日(金)まで

【申請方法】

・原則、上記の大阪府ウェブページから、オンラインで申請受付

【対象者】

・大阪府内に主たる事業所のある中小法人等及び府内に住所のある個人事業者等
※「主たる事業所」「住所」とは確定申告書類に記載の所在地(納税地)を言います。

【要件】

・国の「月次支援金」(今年4~8月分のいずれか)を受け取っている中小法人
・個人事業者等
《対象外》大阪府の「営業時間短縮等協力金」「大規模施設等協力金」の支給対象者、「酒類販売事業者支援金」の受給者 等
※詳細な要件は、募集要項等でご確認ください。

【支給額】

・ 中小法人等： 50万円

・ 個人事業者等： 25万円

【詳細】

・ 詳細は下記のホームページ若しくは問い合わせ先にご連絡ください

【ホームページ】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/ichiji/index.html>

【問い合わせ先】

「中小法人・個人事業者等に対する一時支援金」コールセンター

06-6654-3314

06-6654-3376

(午前9時から午後6時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く)

◆大阪府酒類販売事業者支援金（大阪府）

大阪府では、緊急事態措置による飲食店の休業又は酒類の提供停止を伴う時短営業の影響を受けている府内の酒類販売事業者の方に、国の月次支援金に上乗せして支援金を支給します。

【申請受付期間】

令和3年8月分：令和3年9月1日（水曜日）から令和4年1月5日（水曜日）

令和3年9月分：令和3年10月1日（金曜日）から令和4年1月31日（月曜日）

令和3年10月分：令和3年11月12日（金曜日）から令和4年2月28日（月曜日）

【対象事業者】

大阪府内に本店又は住所のある酒類販売事業者で、国の月次支援金を受給している者 ※中小法人等及び個人事業者等に限りません。

【支給額】

≪売上減少率 90%以上≫

中小法人等：上限 60万円／月

個人事業者等：上限 30万円／月

≪売上減少率 70%以上 90%未満≫

中小法人等：上限 40万円／月

個人事業者等：上限 20万円／月

≪売上減少率 50%以上 70%未満≫

中小法人等：上限 20万円／月

個人事業者等：上限 10 万円／月
各月において、事業者の売上減少額のうち、国の月次支援金の給付を受けてなお生じる不足分について支給します。

【主な支給要件】

- (1) 国の月次支援金の給付を受けていること
- (2) 酒類製造又は酒類販売業の免許を有していること
- (3) 酒類の提供を停止している飲食店と直接又は間接の取引を反復継続して行っていること

【詳細】 以下のホームページをご確認ください。(変更される場合があります)
https://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/shuruihanbai_shien/index.html

【問い合わせ先】

大阪府酒類販売事業者支援金コールセンター

[電話番号] 06-6654-3346

[開設時間] 午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで (平日のみ)

【3】 -----

新型コロナウイルス関連融資について (府・市)

新型コロナウイルス関連融資をご希望の場合、まずは大阪府の指定する取扱金融機関にご相談頂き、必要書類として、市・認定書 (危機関連保証・セーフティネット保証 4 号・セーフティネット保証 5 号) を取得のうえ、取扱金融機関にて融資を申し込んでください。なお、利用については金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に沿えないことがあります。

【新型コロナウイルス感染症への対応のための融資メニュー】

- ・ 新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策資金 (経営安定資金 危機関連)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応緊急資金

【詳細 (融資メニューについて)】 以下のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/korona/index.html>

【詳細（認定書の取得について）】以下のホームページをご確認ください。

- ・危機関連保証（指定期間：令和3年12月31日まで）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/coronavirus/kikikanren.html>

- ・セーフティネット保証4号（指定期間：令和4年3月1日まで）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/coronavirus/seihutelinetto4goukorona.html>

- ・セーフティネット保証5号

指定業種（指定期間：令和3年8月1日～12月31日まで）

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/gogou-nintei20200501.html>

【問合せ先】

- ・融資に関することは取扱金融機関（下記ホームページ最下部参照）へ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/korona/index.html>

- ・認定書の取得に関することは岸和田市産業政策課（072-423-9485）へ

【4】-----

岸和田市公民戦略連携デスクを設置しました！（市）

【経緯】

人口減少・少子高齢化、市民ニーズが多様化する等、行政課題は複雑化、高度化しており、もはや行政だけでは課題解決が困難な状況です。一方、近年、社会貢献活動や本業での社会貢献に取り組む企業等が増えており、企業等から社会貢献活動をしたいというニーズがあります。しかしながら、岸和田市では、連携実施について企業や大学等から相談や提案を受け付ける窓口が不明瞭である、また、既に連携協定を締結しているにもかかわらず取組が不十分であるといった課題がありました。

これらの課題を解決するため、企業等からの相談受付窓口を明確にすること、企業等の提案やアイデア、ノウハウ等を活用し、「市民サービスの向上」、「地域課題の解決」、「地域の活性化」を図ることなどを目的として、令和3年10月15日に「岸和田市公民戦略連携デスク」を設置しました。

【公民連携の原則】

- ・企業、大学等との対話を重視し、目的を共有できる対等なパートナーとして信頼関係を築くことをめざします。
- ・様々な企業、大学等が提案できるよう開かれた窓口として公平性、透明性を確保します。
- ・実現した連携事業は、広く情報を発信します。ただし、検討段階での独自のアイデアについては保護します。
- ・市の財政負担を伴わない連携事業内容を、企業、大学等との対話によって検討、推進します。

【公民戦略連携デスクWEBサイト】

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/kouminrenkei/>

【お問合せ】

岸和田市公民戦略連携デスク

電話 072-423-9508（直通）

メール ksrdesk@city.kishiwada.osaka.jp

【5】-----

IT ツールの活用で生産性向上！

働く現場のモチベーションアップセミナー（岸和田商工会議所）

現在、DX や IT 化への取り組みが推進されてますが、いまいち現段階での必要性を感じなかったり、導入したいが、従業員がこれまでの慣れた工程を変えてくれるとは思えないなど、様々な視点で課題が多いのが「IT 化」であると思います。

今回は、IT 化への大きな壁である「従業員への浸透」や「意欲」の問題に焦点を当て、それぞれの自発性と成長性（効率・能率）を促進し、役職に関係なく企業全体でより良い現場環境を求めるモチベーションアップセミナーを開催します！

【開催日時】

令和3年12月23日（木）14：00～16：30

【受講方法】

オンライン受講（Google Meet を使用します）

※岸和田商工会議所での受講も可能です。

開催日当日の接続に関するお問い合わせにはご対応致しかねますので、事前のご連絡をお願い申し上げます。

【参加費用】

無料

【内容】

- ・第1部：変化を恐れない組織風土への変革で現場力を向上！
モチベーションアップセミナー
- ・第2部：これまで当然だった作業が解消される？
生産力向上に直結する IT/IoT ツールをご紹介します！

【申込方法】

下記 URL か、FAX からお申し込みください

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-9328/>

【お問合せ】

岸和田商工会議所

TEL：072-439-5023

FAX：072-436-3030

【6】-----

知的財産に関するセミナー（岸和田商工会議所）

～「知的財産×SDGs」の切り口にて～

コロナ禍で新たな取り組み（製品・サービスの開発）に挑戦する企業が増えています。しかし、新たな取り組みでの成功は容易ではなく、如何にして差別化を図るかが成功の鍵の1つとなり、また知的財産を理解して差別化要因を保護することで、競争力の維持を実現することができます。他方、SDGsの普及により、社会課題への取り組みが企業価値を高める時代になっています。

本セミナーでは、「知的財産×SDGs」の切り口にて、新たな取り組みのヒントとなる成功事例をご紹介しますとともに、事例を通して知的財産の活用術について解説いたします。

【開催日時】

令和3年12月8日（水）14:00～16:00

【開催会場】

岸和田商工会議所 2階 集会室（大阪府岸和田市別所町3-13-26）

【受講方法】

会場受講もしくはオンライン受講 ※選択可

【参加費用】

無料

【講師】

大池 閏平 氏（特許業務法人バリュープラス 代表弁理士）

【内容】

- 1) セミナーを理解するための知的財産の基礎知識
- 2) 新たな取り組みの”ヒント”となる成功事例の紹介
- 3) SDGsにおける社会課題と、社会課題への取り組み事例
- 4) 成功事例を通しての知的財産の活用術

【申込方法】

下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-9119/>

【お問合せ】

岸和田商工会議所（担当：松原）TEL：072-439-5023

【7】 -----

サービス・小売・卸売業向けDXセミナー（岸和田商工会議所）

～DX化で掴むビジネスチャンス！売上・集客力アップ&業務効率化～
新型コロナウイルスの感染拡大によって、サービス・小売・卸売業はこれまでに経験したことのない未知の局面に突入しました。
消費者の行動や価値観が大きく変容する中で生まれたニューノーマルが定着しつつあり、DXによる新たなビジネスモデルを構築する必要があります。
DXは、単なるデジタル化ではなく、デジタル技術を活用しながらビジネスモデルや組織・企業文化を変革していくことです。
今回は、デジタルトランスフォーメーションの意味を確認し、なぜ今DXが求められているのか、どのように実現していけばいいのか、わかりやすく解説いたします。

【開催日時】

令和3年12月10日（金）14:00～16:00

【開催会場】

岸和田商工会議所 2階 集会室（大阪府岸和田市別所町3-13-26）

【受講方法】

会場受講もしくはオンライン受講 ※選択可

【参加費用】

無料

【講師】

高谷幸治 氏（高谷経営支援事務所 代表）

【内容】

- 1) 経営課題を解決するDX推進とは？
- 2) DXを加速化するクラウドサービスのポイント紹介
- 3) 業績UPした企業の事例紹介

【申込方法】

下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-9120/>

【お問合せ】

岸和田商工会議所（担当：松原）TEL：072-439-5023

【8】 -----

事業承継対策セミナー（岸和田商工会議所）

中小企業経営者の中心年齢は66歳を超え、ますます高齢化が進んでおり、中小企業の事業承継はまさに「まったなし！」の状況です。ただ、事業承継の重要性は理解していても、何からどう手をつければいいのか分からない中小企業経営者が多いのも事実です。このセミナーでは、事業承継に向けての取り組み方を、経営全般の視点から多面的に分かりやすくお伝えいたします。

【開催日時】

令和3年12月14日（火）14:00～16:00

【開催会場】

岸和田商工会議所 2階 集会室（大阪府岸和田市別所町3-13-26）

【受講方法】

会場受講もしくはオンライン受講 ※選択可

【参加費用】

無料

【講師】

第1部 橋本 豊嗣 氏（中小企業診断士・MBA / はしもと経営研究所 代表）

第2部 末松 大幸 氏（大阪府よろず支援拠点コーディネーター / ㈱トップコーティングスタジアム 代表取締役）

【内容】

- 第1部 事業承継対策に待たなし！ 円滑な事業承継に向けた支援策について
事業承継の取り巻く現状と進め方、事業承継税制・民法の特例等の支援
を解説
- 第2部 事業承継に係る事例の紹介
講師自ら経験した父からの事業承継と息子への事業引き渡しの実体験を
解説

【申込方法】

下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-9161/>

【お問合せ】

岸和田商工会議所（担当：松原） TEL：072-439-5023

【9】 -----

異業種交流イベント「泉州しゃべり場」（市後援）

岸和田市・貝塚市をはじめ泉州地域の事業者の異業種交流の促進、ネットワークの構築等のため、テレワーク・コワーキング施設で異業種交流イベントを実施します。

異業種の方と会社・仕事について語って・聞いて、様々な気付きや情報交換につながることを期待しています。

一部または二部のみでの参加も可能です。若手社員から経営者まで、誰でも気軽にご参加ください。

【主催】

(株)ワールドサービス、(株)ポートフォリオ

【内容】

- 第一部 ①「私の会社・仕事」紹介 ②「これからやりたいこと」紹介
第二部 ①“持ち寄りテーマ”トーク
※別途懇親会有り

【日時】

12月10日（金） 16時半～18時（第一部）、19時～20時半（第二部）

※いずれかのみ参加も可

【場所】

第一部 ポートフォリオ（貝塚市海塚1丁目1-23）

第二部 リバージュブラン（岸和田市港緑町3-1）

【参加費】

500円（当日徴収。懇親会は別途実費を徴収（希望者のみ））

【申込】

12月9日（木）までに株式会社ポートフォリオHPから申込

ポートフォリオHP <https://www.portfolio-inc.net/project/20211210/>

【問合】

株式会社ポートフォリオ 072-468-6558

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 企業経営支援担当

Tel : 072-423-9485（企業経営支援直通）

Email : sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

- ※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中のURLやお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。
- ※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡下さい。
- ※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に1回の発行です。